

【令和8年度 赤い羽根共同募金地域配分(B配分) 申請の手引き】

1. 応募資格

(1)町田市内に所在する地域福祉の推進を目的とする事業を行う各種民間社会福祉施設、団体

※会社法人が経営、学校法人および特殊法人が運営する施設は対象外

- ①社会福祉法第2条に定める児童厚生施設（児童館）
- ②社会福祉法及び東京都補助要綱による保育施設（保育室・認証保育所を含む）
- ③障がい児・者の地域生活支援及び就労支援をおこなう施設・団体
- ④社会福祉関係通知等による施設
- ⑤その他、配分推せん委員会において認められた、地域福祉の推進を目的とする団体

(2)原則として、申請時点において事業開始から1年以上経過していること

2. 申請対象事業

(1)地域福祉の向上に資すると判断され、寄付者の信頼にも十分に込えられる事業であること

(2)令和9年度に実施する事業であること

※令和8年度末の配分決定通知以前に実施するものは対象外

(3)申請は1施設・団体につき、内容、空間などで括ることができる目的を1つとした1事業に限ること（目的の異なる2つ以上の事業への申請不可）

(4)その他、配分推せん委員会で認めたもの

配分対象となる例

○備品整備（原則5年以上の使用が見込まれるもの） ※消耗品は除く

利用者が日常的に使用するもの（電化製品、家具・備品、遊具等）

利用者の就業・生活訓練・授産作業等で使用するもの（機器、作業台等）

○利用者や地域住民が使用する防災・災害対策用備品

園児避難用リヤカー、簡易型トイレ等

○小破修理（トイレ・扉などの改修、修理等） ※賃主責任で整備すべきものは対象外

○利用者の生活向上に資する事業（研修・訓練・交流事業等）

宿泊訓練、日帰り研修、社会体験、職業体験、地域交流、音楽療法、スポーツ・文化活動、防災研修、講習会等

※職員や利用者以外の同行者・参加者にかかる費用（宿泊費・交通費・参加費等）は対象外
※申請時は、事業の福祉的意義を明示するようご配慮ください。

多くの利用者（おおむね利用者の7～8割以上）が参加するものに限り、娯楽を目的とした効果ではなく、地域福祉の推進に繋がることがわかるよう申請書に明記してください。

配分対象外となる例

○施設・団体維持に係る運営費（家賃、光熱水費、職員人件費等）

○施設・団体の責任で設置する設備、事業の実施等（防犯設備、職員を対象とした研修会等）

○主に事務・管理的な用途で使用するもの（什器・備品、電子機器、ナースコール等）

○備品購入の際の間接的経費（備品処分費、リサイクル費、送料、諸経費、設置費等）

※B配分申請書に記載する「申請事業費」は、見積りから間接的経費を除いた額として下さい。

ただし、対象外項目が記載された見積書も添付資料として有効ですので、それらを除いた見積書を別途取る必要はありません。

《申請における注意点》

- ① B配分申請書に記載する「申請内容・理由」および「期待される効果」の記述内容は、配分推せんの審査をする上で重要な部分となります。具体的かつ募金協力者の納得が得られるような文章をご記入ください。（以前の申請内容と同一の文章はご遠慮いただいております）
- ② 1施設・団体が申請できるのは1事業のみです。
- ③ 法人単位ではなく、施設単位で申請可能です。
- ④ 介護保険事業は対象外です。
- ⑤ 国または地方公共団体が経営の責任を負う事業、地方公共団体からの委託事業は対象外です。（委託事業を実施している施設・団体でも、委託内容に含まれない自主事業への配分は申請可）

3. 配分申請額

10万円～30万円以内（申請事業費の75%以内(万円未満切り捨て)）

※申請内容をもとに、地区の募金額や申請状況・申請内容等により、配分の可否および配分額を決定します。ご希望に添えない場合もありますのでご留意ください。

4. 申請書式（全地区共通）

東京都共同募金会ホームページより、「地域配分（B配分）申請書」をダウンロードのうえご利用ください。書式は、7月上旬頃より順次アップロードされます。

【下記リンクよりダウンロードをお願いいたします】

[東京都赤い羽根共同募金 ～東京都共同募金会～ \(tokyo-akaihane.or.jp\)](http://tokyo-akaihane.or.jp)

5. 申請書類および申請締切日

（1）申請書1（表）、申請書2（裏）

※申請書の記入に際しては「申請書記入例」をご参照ください。

（2）添付資料

- ・備品整備、小破修理の場合…見積書の写し（カタログ不可。インターネットを介した見積書可） ※販売店・旅行者などによる見積書を添付してください。
- ・見積書が添付できない事業…施設・団体の責任者名の記載、捺印などを伴う実施計画書（予算含む）を添付してください。（書式任意）

≪申請方法≫

事前にご連絡のうえ、町田地区協力会（町田市社会福祉協議会）窓口へ直接ご提出ください。

※郵送によるご提出は受け付けておりません。

≪申請期限≫

令和8年8月31日（月）午後5時まで

※期限を過ぎた申請書は受け付けいたしかねます。

6. 配分の決定から交付までのスケジュールについて

令和8年10月に開催予定の東京都共同募金会 町田地区配分推せん委員会において推せんされた配分案件は、東京都共同募金会・配分委員会および理事会において審議・決定されます。その後、令和9年3月下旬から5月上旬にかけて、文書にて結果を通知いたします。

配分金の交付時期は、令和9年6月頃を予定しております。

7. 使途報告書の提出

事業完了後、30日以内に「使途報告書」をご提出ください。(正・副各一部 計2部)

≪提出方法≫

郵送または窓口での提出

≪提出先≫

町田地区協力会（町田市社会福祉協議会）

≪注意点≫

- ①申請時同様、活動の状況が外部の方々に伝わる記述を心がけてください。
- ②法人単位ではなく、施設単位でご提出ください。
- ③使途報告書のご提出がされない場合、次回以降の配分申請をお断りする場合がありますので、ご留意ください。(使途報告書提出が遅れる場合は、ご連絡をお願いいたします。)

≪提出期限≫

令和10年5月1日（月）

8. お問い合わせ・申請書提出先

東京都共同募金会 町田地区協力会・町田地区配分推せん委員会

≪事務局≫社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 地域福祉課

電話：042-722-4898

メールアドレス：chiiki@machida-shakyo.or.jp